平成 19 年度第 10 回丸子地域協議会会議録

日時　平成 20 年 1 月 21 日　午後 1 時 30 分から午後 2 時 57 分まで

会場　丸子地域自治センター4 階講堂

出席委員（19 名）
阿原孝之委員、生田淳一委員、石子美奈委員、浦芳照委員、片桐久委員、倉石史子委員、齋藤繁子委員、桜井照夫委員、櫻井誠委員、笹沢暁委員、砂子守委員、武井純雄委員、土屋猶子委員、中西国子委員、中村貢委員、成澤啓輔委員、成澤みつ子委員、樋沢良一委員、柳原幸生委員

欠席委員（1 名）
髙山静江委員、

市側出席者
小林丸子地域自治センター長、佐藤丸子自治センター次長兼地域振興課長、澤山課長補佐兼地域政策担当係長、手塚庶務担当係長、中村地域政策担当主査、澤山地域政策担当主事、永井地域政策担当主事

１　開会（佐藤丸子自治センター次長）
配付資料の確認。
欠席委員の報告。

２　会長あいさつ（片桐会長）
委員大変ご苦労様でございます。委員の皆さん又センター長はじめ地域振興課の皆様方、新しい気持ちを持たれ新年のスタートを切られたことと思います。この協議会本年で 3 年目の改選期を迎えるわけですけれども、なかなか地域協議会の機能を十分に発揮したとは言いがたい部分もございまして、手探りの状態が続いてまいりました。しかしいつまでも手探りというわけにはまいりません。まもなく合併 2 周年を迎えるわけでございまして、住民の不安を解消できますように頑張りたいと思います。本年度から母袋市長は地域内分権を目指し地域予算を導入されるようでして、わがまち元気いっぱい補助事業、持寄分基金、それから生活関連予算につきまして、協議会の意見を踏まえて各センターの裁量で事業を行うということですけれども、これだけでは行政主導ということになってしまいますから、丸子地域協議会として特色ある地域づくりを目指し独自の協議会ができるようにと思います。どうか本年も皆さんの忌憚のないご意見をいただきまして、この地域協議会の充実を図れますようお願い申し上げまして冒頭のご挨拶といたします。

３　報告事項
（１）意見書の回答について
○ 片桐会長　報告事項「意見書の回答について」お願いをいたします。
○ 小林センター長　昨年は大変お世話になりました。今年も引続きよろしくお願いしたいと思います。それでは私のほうから、昨年 11 月 21 日付で提案をいただき

ました「依田川リバーフロント市民協働事業（仮称）」意見書につきまして、お手元にお配りした資料の通り市としての回答がまとまりましたので、ここに報告させていただきます。回答内容につきましては、担当の澤山係長から説明しますのでよろしくお願いします。

○ 地域振興課・沢山係長　内容につきまして説明します。「依田川リバーフロント市民協働事業(仮称)意見書」回答。提案がありました場所は、南に丸子公園・体育施設、依田川を挟み丸子地域自治センター・ふれあいステーション、西には岩谷堂・農産物直売加工センター「あさつゆ」がある丸子地域の中心部にあたるところです。総合体育館、グラウンド、テニスコート、相撲場などスポーツ設備が充実されている場所でもございます。また、依田川・内村川沿いにつきましては、ウオーキングロードも整備されており、依田川に架かる「露草橋」、昨年 8 月に完成した「りんどう橋」を回遊する景色も大変素晴らしく、変化に富んでいる場所です。朝夕問わず日中を通して散歩する方、ウオーキングする方が数多く見られるところです。8 月上旬、依田川や内村川を疾走する「爆水 RUNin 依田川」も開催され、県内外から多くの参加者があり川に親しむイベントとして定着してまいりました。堤防から利用できる階段も整備され、親子が水遊びをする風景も見られるわけです。提案のありました合流点につきましては、約 10,500 ㎡の遊休市有地があり、現在一部雑排水処理場として、また民間に貸し付けているという状況です。総合計画の位置づけですが、「自然環境の保全と人々が共生できる地域づくり」は、第一次上田市総合計画の地域まちづくり方針に位置づけられている市民と行政が連携し住み良い地域づくりを進めるための方向を示すものであります。提案いただきました依田川リバーフロント市民協働事業については、その方針にあります「潤いをもたらす依田川・内村川の水辺周辺の環境整備を図り、ウオーキングロードや親水公園など健康づくりと憩いの場を創出し、地域が一体感のもてるコミュニティづくりを進めるなど市民との協働による地域づくりを目指します」を具体化する内容であり、事業実施に向けては、丸子地域協議会の意見に配慮しながら取り組んでまいりたいと思っています。事業実施に向けた取組みですが、5 点ほどございます。①市民協働の活動拠点を丸子地域自治センターに設置してまいります。②丸子地域協議会が提案する市民参画事業の支援を検討してまいります。③市民による市民協働の地域づくり実行組織の立上げを支援してまいります。④依田川リバーフロント市民協働事業の計画づくりを市民と行政が連携して実施してまいります。⑤事業実施にあたっては、市民協働により市民が夢と誇りをもてる地域づくりを進めてまいります。次年度に向けましては予算計上してございます。大きなビジョンでございますので、丸子地域自治センター全体で取り組まなければいけないと考えていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○ 片桐会長　ただいま説明をいただきました。何か質問がございましたらお願いをしたいと思います。

○ 委員　この事業の予算計上はどのような形になるんでしょうか。これから説明ある自治センター独自の中でやるのか、上田市全体の中での予算が組まれるのかお聞きしたい。

○ 澤山係長　来年度については計画段階ということで、協議会で協議し、外部講師を呼び講演会等をやりながら、事業の構想について構築を図っていきたいと思っています。将来的な予算につきましては、今のところ地域予算でいくか一般財源

かはわかりませんが、後で説明する地域振興事業基金の使い方についても又ご協議いただくところです。

○ 地域振興課・佐藤課長　補足ですけれども、事業の内容により出来るだけ一般財源を使った事業を取り入れていく、そうでないものは地域予算の中でという振り分けになると思いますが、どういう振り分けができるかは 20 年度の計画にかかってくると思います。

○ 片桐会長　それでは、市長から回答をいただきましたので、自治センターの皆さんと協力をしながら実現に向けて取組んでまいりたいと思います。

４　会議事項

(1) 地域予算について

○ 片桐会長　会議事項に入ります。地域予算について佐藤課長お願いします。

○ 佐藤課長　今日の段階でもう少し具体的な数字を示しながら資料で説明することを考えていたわけですが、まだ市長査定が終わっておらず数字が動いているということで、お示しできる段階ではないので、口頭になりますけれどもよろしくお願いしたいと思います。大きく言いますと地域予算は 3 つの事業からなっています。一つは合併前の旧市町村が持寄って出来ている持寄分基金です。もう一つは、新市になって新たに合併特例債を用いて作った約 36 億円の基金の果実部分でやっていく事業。それからもう一つは、今までも行っていた地域密着型市単独事業で地域予算を構成してきております。20 年度の要求の一つは、この地域協議会の場でもご了承いただいた激変緩和の事業です。防犯灯の補助率が 2 分の 1 になるということで、今までは全額丸子町で負担してきましたが、20 年度はその 2 分の 1 については持寄分基金を取り崩して激変緩和をはかろうというものです。それから新市造成基金による新たな事業、旧丸子町で行っていた住民提案型事業に変わるものとして、「わがまち元気いっぱい事業」を利息部分によって運営していく。およそ丸子地域では 400 万円から 500 万円の配当額があるかと踏んでいます。これにつきましては実際、事業に取り組む団体あるいは区があって始めて予算に繋がる話しです。団体、あるいは区の皆さんの取り組みに期待していきたいという段階です。一番関心の高い地域密着型市単独事業は、いわゆるドブ板予算、身の回りの土木工事や水路工事といった部分にかかるもので、これも新市全体で調整に入っているということで、丸子地域ではどのくらいの予算規模になるかまだまとめられておりません。2 月の協議会に間に合えばその段階でお示しできればと思っています。一番は地域分権型の根幹をなす地域予算ではありますが、まだはっきりした報告ができないことをお詫び申し上げ、今作業中だということをご理解いただきたいと思います。

○ 片桐会長　ただ今の説明に質問がございましたらお願いします。

○ 委員　例えば農業用水路の修繕、補修等に使っていくということですが、必ず付いて回る受益者負担金はどうなりますか。20%の負担というのは、場合によっては個人が負担できないところは区で持つということも多分ほかでもやっていると思います。わかっている範囲内でお願いします。

○ 佐藤課長　受益者負担は、合併した旧町村の中でもかなり差がございます。高いところ低いところがありますので、どの程度の地元負担を求めるのか調整をしながらの事業箇所付けとなっております。地元負担は何%になるというようなことはまだお話しできる段階ではないということを申し上げたいと思います。

○ 委員　旧市町村の持寄基金は前にもこの場で申し上げて、あくまでも対等合併ということになれば平準にしてやるべきですが、本庁で決まったということであれば今どうこうするわけにいかないと思うんですが、具体的に今現在で、持寄分基金はどのくらいになっているか参考までにお聞かせいただけますか。
○ 澤山係長　持寄基金については、４市町村で約 13 億、丸子については４億９千万です。上田が２億円、真田が２億２千万円、武石が３億８千万円です。

（２）地域振興事業基金の活用方針の検討について
○ 片桐会長　続いて（2）地域振興事業基金の活用方針の検討について、澤山係長説明をお願いします。
○ 澤山係長　地域振興事業基金の活用方針について説明します。総則の第 1 条、基金条例に定める上田市地域振興事業基金のうち、合併前の各市町村で造成した基金・持寄基金で、丸子地域は 4 億 9 千万円。その基金と合併後平成 18 年度と平成 19 年度において合併特例債で積み立てた造成基金（新市造成分基金）。この活用等について方針をここで定めるということです。総額にしまして、36 億 5 千万円です。運用益と持寄基金の取り崩しを含めた活用方針です。第 2 条・基金の管理ですが次のとおりです。持寄基金の管理は本庁のまちづくり協働課で行うものとします。しかし各地域の基金残額につきましては、各自治センターのほうでも管理するというものです。新市造成基金についての管理も、まちづくり協働課で行います。第 3 条・持寄分基金及び新市造成分基金の運用は、まちづくり協働課で行います。これに伴う利子、運用益ですが、地域自治センターごとに仕分けするというものです。第 4 条・基金の活用について、持寄分基金については各地域におけるソフト事業及びハード事業の予算の財源に充当できるものとします。新市造成分基金については、当分の間、基金の取り崩しは行わないものとします。第 5 条の基金の活用による該当事業等です。持寄分基金については、合併前の地域の実情に鑑み、各地域の振興事業や地域内分権の推進に関する事業に充てていきたいというものです。新市造成分基金について事業予算の財源に充当できるものとしまして、(1)新市の一体感の醸成を資するための事業につきましては 4 点ほどです。各種イベントの開催事業、新市 CI 事業等です。(2)地域の特色ある地域振興に関する事業等につきましては、後でご説明申し上げますが、地域行事の発展事業、伝統文化の継承事業等です。(3)地域内分権の推進に関する事業　(4)その他必要と認められる事業となっています。これにつきましては平成 19 年 11 月 1 日から施行となっています。続きまして活用方針に基づく基金活用基準です。1.基金の活用に関する基本的考え方ですが、基金を活用しようとするときは、上田市地域振興事業基金以外の特定目的基金の造成目的に該当する事業がある場合は、これを優先しなければならない。2.基金の活用に関する該当事業等(1)持寄分基金を活用する場合は、別表に示す新規事業予算、又は既存事業のうち発展的展開に要する予算に充当することができるものとする。(2)新市造成分基金を活用する場合は、原則として新規事業予算に充当することができるものとする。この基準につきましては平成 19 年 11 月 1 日から施行するということになっています。続きまして持寄分基金活用事業(案)を見ていただきたいと思います。これは素案ですので、今後丸子地域の具体的事業をお示しいただければありがたいと思います。1.合併による制度の統一により、補助率、限度額等が低下する事業に対し、その影響を緩和する措置として必要と思われる事業に使いたいということ

です。例として、防犯灯電気料の補助。消防設備の整備補助制度統一に伴う緩和措置、その他、激変緩和に係る措置等をしたいということです。2 として、提案いただいた「依田川リバーフロント市民協働事業」といった地域協議会の発案に基づく特色ある事業ということで、第一次上田市総合計画・地域まちづくり方針に基づく住民と住民、住民と行政との協働による事業です。3 として、地域独自のイベント事業です。市民まつり事業・記念的な事業ということで、丸子ドドンコや納涼花火大会等ありますが、通常のものではなくて、35 周年、40 周年など記念的事業を想定しています。続いて、地域イベン事業の発展的事業ということで、げんき丸子産業フェスタが該当になってくるかと思います。4.コミュニティの活性化に資する事業ということで、丸子地域につきましては、住民協働による里山整備事業等が該当するのではないかと思います。5.地域資源を活用した事業ですが、旧丸子町は製糸が盛んだったということで、今はだいぶ畑も荒廃して、桑が若干残っているかと思いますが、桑を活用した特産品の開発といったものを想定しています。それから東西内の荻窪から鹿教湯にかけて「こぶし」が自生する場所があります。「こぶし」の花を活用した特産品の開発等も想定しています。6.地域課題に対応する事業ということで、製糸産業繁栄時の迎賓館「依水館」の修復及び活用、巨大煙突で地域のランドマークとしての「カネタ煙突」周辺の整備等も考えられます。旧カネボウ跡地の需用品倉庫等の修復及び活用、陣場地区遊休農地の活用対策事業等です。7.わがまち元気いっぱい事業のハード事業への財源として充当ということです。この(案)につきましては事務局の素案として挙げていますが、協議会の意見として具体的な事業についてお示しいただきますよう、よろしくお願いします。

○ 片桐会長　ただいま説明をしていただきましたけれども、何かご意見がございましたら、またどんなことに丸子地域で活用したらどうかというような具体的な例がございましたら皆さんのご意見をお出しいただきたいと思います。

○ 委員　昨年 11 月 7 日の第 8 回の地域協議会で同じ説明を佐藤課長が、今度は係長がやられています。別表というのがあるが、しゃべっていることは同じなので、内容が変わっている部分、追加する部分というふうに説明してもらえば非常にわかりやすいと思います。

○ 佐藤課長　前回の説明でもまだ決まっていないと言ってきていますが、この施行期日を見るともう施行すると書かれていて不審に思われた方もあるかと思います。各地域自治センターの地域振興課長あるいは係長会議の中で一番議論してきている箇所ですが、最初の素案に対して変更してきているところはございません。ただ、具体的な取り組みで何ができるかということで今日、持寄分基金活用(案)を示し、それぞれの地域自治センターとして考えられるというものを挙げて議論を進めてきました。丸子地域自治センターとして持寄分基金を今後どう使って行くかということについて、地域協議会で審議して方向を示すことになっていますので、具体的なご意見をいただけたらということです。

○ 委員　基金の取崩しは当面やらないということで条文には入っているんですが、取崩しをやるような時には何か別段、会議があるわけですか。

○ 佐藤課長　当面基金を取崩さないと言っているのは、新市になって造成した部分で、当面は運用益でやっていきましょうということです。持寄分基金丸子分については協議会が認めれば認めた事業に対して崩していく、そのルールづくりもこの協議会でやらなければいけないので、まず先行してやっていくことだと思って

います。
○ 委員　新市造成分基金と持寄分基金をそれぞれ説明していただいているんですが、持寄分基金の活用事業の中身を見ると、一番最後の資料3番目に地域独自のイベント事業とか、さらにはその下に◎地域イベント事業の発展的事業で例が下に書いてあります。新市造成分基金の事業の内容を見ますと、一番前のページに(1)ア 各種イベント開催事業、(2)ア 地域行事の発展事業がありますが、まったく同じ内容です。どういうふうに使い分けるんですか。
○ 佐藤課長　基本的に新市造成分基金の活用方針は、新市全体の一体性を確保するために使っていこうという方針です。それぞれをそれぞれの地域性として認めて全体で取り組めるものがないのか、そういうものを見つけて新市造成分基金で取り組めるのではないか検討してまいりました。持寄分基金では、この地域としてやはりこれはきちんとやっていこうというのが合意形成されれば、それについては持寄基金部分を使っていこうという住み分けをしているところです。
○ 委員　いわゆる持寄分基金というものは私達の本当の大事な使えるお金です。従って、こういった同じ事業の内容のものがあるならば、こっちの大事なお金はなるべく使わないようにして、新市のほうでなるべく対応していただく提案をしたいと思います。
○ 佐藤課長　はい、まさにそういうことだと思います。ただ新市全体で一体感を醸成する事業というのがやはり今後必要になってきます。丸子地域だからといって丸子ドドンコだけ一生懸命やるというのではなくて、地域間にあるそれぞれの夏祭りを相乗しながら取り組むことも必要ではないかと、そういった時に、どういうお金を使っていくかということが課題になってきます。持寄基金は旧市町村で差があります。住民一人あたりにするとその差は明確になってくるわけですけれども、その差がある以上、持寄分基金はその地域の中で地域内の合意を得ながら、新市造成については全体で取組めないかというような、少なくとも旧町村を超えた合意形成の中で使われていくものだと思います。
○ 委員　いろいろな事業を考えていく上で、新市の予算でやってもらうよう要請していくというのが一番の基本だと思うんですが、この基金を使うということになると、例えば市の予算の中で認めていただけなかったものを考えていくということですか、それとも始めから、これはこういうことでやっていこうということでいくんでしょうか。
○ 佐藤課長　丸子なら丸子で取り組むべき課題があったから、それに向けて基金を造成してきたわけです。具体的な目的がなくても地域振興事業をやりたいということで基金を持って来ている。丸子ではこういう事業をやりたいが一般財源でどうかという話しをした時に、新市全体で理解していただける話しなのかが一つのふるいになってくることだと思います。これは新市全体で取り組もうということになれば一般財源でやるべき事業となってくる。そういうものが多ければ多いほど一体的な新市全体での行政運営ができるのではないかということです。丸子地域の課題として例示で挙げてきている依水館の活用振興、カネタの煙突も産業近代化遺産に指定されているがどう残していくのか、あるいはカネボウ食堂棟の活用についてどういうことが可能なのか。といった他の地域では考えられない課題があるわけです。もっと具体的に掘り起こしをしながら丸子地域の課題が見えてくれば、持寄分基金の活用方法が出てくるのではないかと思っています。
○ 委員　持寄分基金の活用事業については地域協議会で決めるということですか。

新市造成分基金については新市全体ですから議会でということですか。
○ 佐藤課長　予算として使いますので議会にかけるのは全部同じことで、ただ例えば、まとめていただいた依田川リバーフロント市民協働事業（仮称）の意見書は、丸子地域だけの課題と目的がはっきりしていますので、これは予算として正式に上げますが、財源については持寄分基金だということになっています。先ほどから話しにもありましたとおり、一般財源もあるし国・県の補助金もあるということであれば、そちらを優先していくということは考えられます。
○ 委員　自治センターでこういう事業をやりたいと言って、それを地域協議会の意見を聞くということではないか。
○ 佐藤課長　手順はそういう手順になります。協議会として基金を崩していく事業について、これは良いあれは駄目だと考える時に、は、ある程度基準みたいなものを作っておく必要があるんじゃないかと考えています。
○ 委員　今話しに出た基準というかルールづくりというのをここで行うということでしょうか。
○ 佐藤課長　この地域の課題ですので、この協議会が担うということになると思います。
○ 委員　ルールを作るにあたって地域合意をどうするかを含めて地域協議会が任せられているということでよろしいですか。
○ 佐藤課長　そういうことだと思います。そういうものに立って始めて議会提案に結びついてきて議会で承認されて予算になる、その前段の作業として必要だということです。
○ 委員　本日も県と市町村の連絡協議会という地域づくりに関する打合せがあったと伺っています。その中で、地域づくりに関することだとか地域予算に係わってくるような事業、例えば地域振興基金事業に使えるような予算を県から補助金のような形で来るとか、そういう話しは無いのかどうか。どのような話しが県から出されているのか分かりましたら教えていただきたいと思います。
○ 佐藤課長　なかなか自分達もつかめなくて困っているわけなんですけれども、県が行っています地域づくり事業について、行政が窓口にはなるそうなんですけれども、それと行政が独自にやる地域振興事業とどうリンクができるのか、そのへんが未だ見えていないはっきりした話しにはなっていません。
○ 委員　わかりましたら教えていただきたいと思います。
○ 委員　いろいろ皆さんから質問が出るのも、よく分からないからだと思うんです。10 月 26 日にいただいた資料「地域自治振興事業（地域予算）」の改版を出していただければどうですか。文章だけ見ていても分からない。こういうフローチャートみたいなもので出していただければ分かりいいと思います。これの改版をお願いできればと思います。
○ 佐藤課長　地域予算を作りましょう地域振興事業基金を取崩して考えてやっていきましょうという進行形の中で説明してきました。もう少し具体性のあるものを準備したいと思いますので時間をいただきたいと思います。
○ 片桐会長　この活用方針につきましては案でございまして、次回追加することがございましたらお出しいただきたいと思います。

（３）地域協議会だよりについて
○ 片桐会長　続いて(3)地域協議会だよりについて中村主査お願いします。

○ 中村主査　地域協議会だよりについて説明させていただきたいと思います。第３回と第４回の地域協議会で自治センターだよりということで協議いただいているところです。他地域では、武石地域自治センターだよりを発行し、その中に地域協議会活動日誌として紙面の一部を割いているほか、旧上田地域では公民館だよりで紙面を割いて地域協議会の活動内容を掲載しているところもあります。広報うえだにも９地域協議会の活動について掲載しているところですが、どうしても紙面の制約があり、それぞれの地域協議会の活動の内容を細かに掲載していません。地域協議会の会議内容については、ホームページや有線放送でも放送していただいていますが、まだ丸子地域の住民の皆さんにはまだ丸子地域協議会の認知が低いと感じているところです。そんなこともありまして、活動状況、会議状況を中心に、３月頃に平成 19 年度では１回ということですが丸子地域協議会だよりを発行したいという提案です。お手元の資料を見ていただければと思いますが、目的は「丸子地域協議会の活動状況を広く丸子地域の市民に周知するとともに、丸子地域の特性を生かした市民協働の地域づくりを促し、地域が元気なまちづくりを推進する。」実施内容は「地域協議会だよりを発行し丸子地域協議会の協議内容や丸子地域住民の市民活動について掲載し丸子地域に全戸配布したい。」というものです。発行日は 3 月。ページ数につきましては、内容にもよりますがＡ４判の４ページ程度を考えています。発行部数は全戸配布です。掲載内容については本日の協議会の中で、掲載すべきか又は掲載したほうが良いというものをそれぞれご意見いただきたいと思いますが、想定できる内容としまして次のような内容です。①活動状況として、今までの話し合いの経過とか内容。また本日市から意見書の回答として説明をした「依田川リバーフロント市民協働事業（仮称）の提案」の内容です。今まで活動して来られた委員の皆さんからの一言も想定されます。②地域予算の概要として、これはまだ流動的な部分もありますが、平成 20 年度から実施予定の「わがまち元気いっぱい事業」ですとか、地域振興事業、生活関連予算というのができる範囲で載せられればと思います。③として、平成 17 年度から実施してきている丸子地域独自の住民提案型事業の地域で活動されている団体の取組みを紹介していったらどうかということです。④その他、意見がございましたら出していただきたいと思います。編集委員というところでございます。地域協議会の委員の皆さんから、５名とありますが４名程度でよろしいかと思いますが委員の皆さんを選出していただきまして、本日会議終了後に打合せをさせていただいたり、編集会議をして載せるべき内容を検討していっていただけたらと考えています。最終的な編集の部分については、事務局・地域政策担当が行うという提案です。よろしくお願いいたします。

○ 片桐会長　地域協議会だよりの発行につきまして編集委員を選出し掲載内容等の検討をしていただきたいと思います。またこの協議会だよりにぜひ載せていきたいという内容がございましたら本日もしくは後日、事務局に連絡をお願いしたいと思います。

○ 委員　武石のものを見せていただいているんですが、丸子地域を限定するんではなくて、他地域の情報というものも少しこの中へぜひ、紙面の都合もあるかと思いますがやっていただければ、全体の情報交換にもなるんじゃないかと思います。

○ 委員　この４ページＡ４判という中で、広告欄というのはぜんぜん考えないですか。予算事情もあると思いますので。有料広告です。

○ 佐藤課長　現段階まだ広告は考えていなかったですけれども、今後の課題として

考えていければと思います。広報うえだは広告を掲載していますしが今回は予定していません。

○ 片桐会長　それでは編集委員を選出していただきたいと思いますけれども、どのようにしたら良いでしょうか。もしぜひやりたいという方がいましたらお願いしたいと思います。４名選出していただきたいと思います。

○ 委員　事務局案はないですか。3 月 31 日までの任期で、4 月 1 日から変わる方もいると思います。変わる人が「はい。私やります」と言ったって、3 月 31 日で解任して 4 月 1 日から再任されなければ、編集委員をやりたいといっても出来ませんので。希望を募るのではなくて事務局の腹案があったら出していただければと思います。

○ 澤山係長　今回の「地域協議会だより」につきましては、19 年度の内容ですので、3 月末までには発行する予定です。それでは事務局案ということで 4 名ほどお願いしたいと思います。男性 2 名女性 2 名で、この地域協議会の中でも提案をいただきました成澤（啓輔）委員さんと生田委員さん、石子委員さん、土屋委員さん、お忙しい中とは存じますがよろしくお願いしたいと思います。

○ 片桐会長　それでは編集委員に成澤（啓輔）委員、生田委員、石子委員、土屋委員の 4 名ということでよろしいでしょうか。
―委員から「いいです」という声あり。―

○ 片桐会長　皆さんよろしくお願いしたいと思います。

（４）投票区の見直しについて

○ 片桐会長　続いて（４）投票区の見直しについて手塚係長お願いします。

○ 手塚係長　投票区の見直しについて説明させていただきます。お手元の資料「投票区の見直しについて」をご覧いただきたいと思います。投票区の見直しにつきましては、合併協定書におきましても有権者の分布及び地域特性等を考慮する中で見直しを図るとされておりまして、一昨年から見直しの検討を進めてまいりました。検討に先立ち上田市選挙管理委員会では、お手元の資料にありますとおり、投票区の見直しに関する方針を決定し、いわゆる見直しの基準として示してきました。その基準ですけれども「選挙人数が概ね 1,000 人未満の投票区につきましては統合対象として、1,000 人以上 3,000 人未満の投票区となるように検討する」また「統合につきましては、概ね 2 キロメートルを超えない範囲で検討する」というこの 2 つが大きなポイントとなっています。次に各手続きの実施時期ですけれども、昨年末 12 月 20 日の丸子地域区長連絡会におきまして、本日の資料にあります調整案を提示させていただきました。区長さんには各区に持ち帰り住民の皆さんにご説明の上、ご意見を集約していただきたいとお願いしました。今後、各区でご検討いただいた結果を踏まえ、2 月中には自治会と選挙管理委員会とによる協議の場を設けて最終的な案を調整し、できれば 3 月には投票区を確定していきたいという考えです。その後、市役所内部あるいは関係機関との調整を行い、できれば 8 月までに作業を完了し、9 月以降からの選挙については見直し後の投票区で執行していきたいということであります。資料に、上田市における投票区見直し概要資料がありますが、丸子以外の地域でも見直しの検討が進められておりまして、上田市全体における現在の調整案では、現行の 120 から 31 投票区減らして 89 投票区とするものです。丸子地域は 29 を 17 減の 12 投票区とする案で現在検討しているということです。この案ですと、旧上田市と旧丸子町は 1 投票

区あたり1,600人程度ということで同規模になるというものです。因みに県内の主だった市では、1投票区あたり2,000人を超える規模のところも見受けられますが、平均では1,360人ということになっています。最後の資料が、丸子地域における投票区の見直しの具体的な素案ということで、この調整案につきましては、見直し方針を基準におき、現行で1,000人未満の投票区は基本的に全て統合対象として、どういった組み合わせの統合が可能かを検討してまいりました。従いまして、距離的な基準であります概ね2キロメートルを超える投票区や地域もありますけれども、ある程度基準を超える場合でも、丸子地域の旧村単位あるいは小学校通学区など従来から繋がりが深いと考えられる範囲を基本として、現実に統合が可能ではないかと思われる案としました。なお調整案の中には、統合後の案についても1,000人未満の投票区が3投票区ありますけれども、1,000人以上になるまで統合した場合は、距離的基準を大きく超えてしまうということで、現実的に統合が可能な範囲としたという結果であります。

○ 片桐会長　投票区の見直しにつきまして何か質問ありますでしょうか。

○ 委員　3点ほどお願いします。期日前投票が投票率のアップに繋がるかと思いますので、丸子地域でしたら1か所の所を2か所とか3か所とか地域配分を考えた中で増やすことが可能かどうかということがまず1点目。2点目は、各投票区に設置する選挙ポスターの立看板は数的にはどうなるか。3点目は、投票時間は今まで朝の7時から夜の8時までで投票率アップのためには有利ですが、コストダウン軽減化を図る中で、もうちょっと時間短縮も今回検討されているのかどうか。もしお分かりになりましたらお答えいただきたいんですが。

○ 手塚係長　まず期日前投票の投票所の増設ということについて、選挙管理委員会の見解では、期日前投票の期間については今現在丸子地域自治センターではいずれの選挙も5日間ということで、短くなったとご意見もいただいていて、期間の延長については検討していきたいということですが、増設については現在のところ考えていないということだそうです。次に看板の数は、1投票区あたり国の基準で何か所と決まっていますので、それに応じて看板数も少なくなるものと思われます。あと投票時間の短縮ということですけれども、これは現在、投票時間の繰上げを行っているところが市内に何か所かあります。開票所までの距離的な要因で遠くの投票所については時間短縮が検討されるかと思いますが、現在のところ丸子地域内では、時間短縮ということの検討はされておりません。

○ 委員　投票範囲は2キロメートルに抑えたということですが、あくまでも地図上のフラット的な内容で当然高低差もございます。投票率を見ますと60%から55%近辺で、投票に来られる方が60歳から70歳位以上の方が手押し車を引っ張って来られる方もおいでになられます。今まで1キロメートルや500メートル近辺でおいでになった方が、4倍とか3倍の距離をとなると自分の足では困難だと思います。当然乗り合いの自動車とかアクセス的なものもある程度加えてもらわないと、投票率が逆に低下することになります。事務局でどのようなお考えになっているでしょうか。

○ 手塚係長　現行の人数の少ない投票所ほど投票率が高いという現状は確かにございます。投票区の見直し作業を行っている中で同様の質問も出ているわけですけれども、選挙管理委員会の見解としましては、概ね2キロメートル未満に抑え駐車スペースも十分にある投票所をなるべく選んでいるということです。できれば今まで近くに投票所があって今度は遠くになってしまったという方には、隣近

所で声をかけていただいて一緒に投票に行っていただくとかしていただければという見解であります。

○ 佐藤課長　投票所へバスの送迎という話しもあったんですが、現在のところそれは許可になりません。期日前投票と含め循環バス等の利用を考えていただくと、フラットの部分で自治センターで投票が可能だとは考えられますが、何か工夫していく必要はあるかと思います。

○ 委員　一番良いのは、期日前投票の会場を増やせば、それで投票率が上がるということですよ。

○ 委員　選挙をやるということ自体が民意を反映するための選挙なんです、どの選挙も。お聞きすると上田市では、国政の選挙でも県政の選挙をやっても、投票率は県下最低だと聞いています。29 を 12 投票所にするということは不便なんです。地域住民にすれば迷惑なんです。目的は経費節減でしょうが、選挙の目的である民意を反映するという目的がだんだん薄れていく、さらには県内で最低である投票率がさらに下がるその対策はどう考えているんですか。

○ 佐藤課長　まさに言われるとおりの現状だと思っています。選挙管理委員会としても、そういったことを踏まえて住民の皆さんと相談していきたいということだと思っています。先ほど説明したとおり、区長さん方に地域で検討していただき、その接、選挙管理委員会と区長とで話し合う機会を 2 月に設けます。その中で、多くの皆さんから出していただいた意見を踏まえて、検討していくことになると思いますので、現段階、これに変わる手立てとか、或いはこれについてどういった取組みが出来るのかといったことについては、回答を用意してありません。

○ 委員　各区にいらっしゃる明推協（明るい選挙推進協議会）の委員もぜひ入れて話し合いをしていただいたらどうか。区長さんたちがもう承認しちゃったという誤解をされています。これに関しましては、やっぱりそういう委員さん方のご意見もきちっとお聞きになられて、やられていただきたいと思います。

○ 委員　承認していませんよ。この間提案をいただいて「検討をしてください」ということで、そこまで話しが行っていません。

○ 佐藤課長　今の明推協につきましても、選挙管理委員会としての考えでやっているかと思いますので、各区において委員さんを呼んでということは予定していません。

○ 委員　藤原田については又検討するというような文書が私のところに来た。これは案だからこれから検討するということで、今度 2 月の説明会で変わることも有り得るということですね。藤原田の場合、距離が結構離れているということで「オラ行かないぞ」という話しもあるわけです。

○ 佐藤課長　十分変わることは有り得ます。住民の皆さんあるいは選挙人の皆さんの意見を聞きたいというのが今回の主旨であります。そういった意見がありましたら今度の 2 月の選挙管理委員会との話しあいのときにお出しいただいて口上していただくことだと思います。

○ 委員　そうすると、区長が代わっちゃうんですよ。

○ 佐藤課長　そうですね。又引継ぎをよくお願いします。余談ですが、上田の場合例えば、野倉とか須川の集落の皆さんは逆に、投票所を設けないでもらいたい下で一緒にやるからいいわいという提案を積極的に出された地域もあると聞いています。距離的にはかなり遠くなるんですが、実生活においてそういう生活パターンになっているので問題ないという言い方なんですが、いろんな考え方を住民

の皆さんは持っておられるので、出来るだけ吸い上げていただければと思っています。

○ 委員　立会いしていて良く分かるんですが、若い人より年寄りのほうが投票率は良いです。だからかえって、若い人が来れば車で来るっていうことはあるけれど、遠くなれば投票率は下がりますよね。そういうこともありますので、2 月の説明会でそういう話しをしなければと思います。

（５）その他

・委員からの議題提案について

○ 片桐会長　続いて(5)その他・委員からの議題提案について、現委員での任期は私どもあと２か月ほどになりました。がこの地域協議会としては引続き地域の課題や重要事項について協議していくことになります。継続して引続き協議していくべき議題の提案がありましたらお出しいただきたいと思います。本日、ここでありましたらお出しいただきたいと思いますし、もしなければ、２月と３月の協議会でお出しをしていただきたいと思います。

○ 委員　以前申し上げました住民自治条例に係わることなんですけれども、策定に当たり地域協議会がどう関わっていくのか、それから住民自身がどう関わっていくのかを含めて協議していただけたらと思います。

○ 佐藤課長　住民自治基本条例について上田市の本庁部局で取組みが始まった段階です。多くの策定されている先進事例を見ると、やはり住民自らが策定していくというスタンスが重要だという自治体が多くあると聞いています。市の取組状況等も協議会へ報告していきながらご意見をいただければと思います。

○ 委員　20 年度事業で丸子の旧保健センターを住民のコミュニティという形でやるとお聞きしました。男女共同参画の拠点を作って欲しいという陳情をした中でそんな話しが出てきました。できましたら、住民の方達に運営の仕方とかのご意見を聞く、意見を集約する形のものを組織的に作っていただければと思います。地域協議会はもちろん合ってくるだろうとは思うんですが。

○ 佐藤課長　拠点づくりについては以前、協議会でも説明をさせていただきました。合併によって庁舎に余裕が出て来ていたり、あるいは地域主体の事業振興をしていくために活動拠点が必要になるという中で、20 年度にどういう拠点が必要なのか、どういうものが求められているのか、どういうものが実現可能なのかということを詰めながら、21 年度事業で拠点整備したいという全体での計画が進んでいます。合併した旧町村の全体での取組み日程が 20 年度検討、21 年度実施ということで進めていますので、丸子地域でもそういう方向で今、検討いているところです。おっしゃられたとおり拠点として考えられますのは、北部庁舎、戸掘さんの自宅だった場所、あるいはもう少し大きく考えると、ファーストビルについても再開発ビルとして使ってきたわけですけれども、商店街が衰退する中で、もっとまちづくりの拠点として使えないだろうかという意見も寄せていただいています。トータルの意味で活動拠点となるものを整備していくということが 20 年度いろいろ研究していただく課題じゃないかと思っています。

○ 片桐会長　もし継続して審議していく議題提案がございましたら、今後の２月３月の協議会でもお出しいただければと思います。

・上田市都市計画マスタープラン地域別構想 将来像と基本目標のたたき案につ

いて
○ 片桐会長　続いて、上田市都市計画マスタープラン地域別構想 将来像と基本目標のたたき案について澤山係長お願いします。
○ 澤山係長　上田市都市計画マスタープラン地域別構想 将来像と基本目標のたたき案について説明します。都市計画課事務局が来て説明はしませんが、私が説明いたします。都市計画マスタープラン地域別構想につきましては、昨年ご検討いただきました。現在、事務局のほうで整理作業を進めており、２月の地域協議会で再度ご覧いただく予定です。２月の地域協議会では、地域の将来像と基本目標についてもご検討をいただく予定ですが、事前にたたき案をご覧いただき、ご意見をお伺いしたいというものです。下記のとおり事務局案を作成しました。このほかにお考え修正点などありましたら、別紙「意見記入シート」にご記入いただきご提出いただきたいと思います。丸子地域の将来像たたき案でありますが、「水辺、里山、人きらめき、産業活力が満ちた依田川流域のまち」。地域の基本目標は３点ございます。〇依田川、内村川周辺に親水空間を創出し、里山、農地と一体として良好な自然環境や景観の保全と有効活用を進めます。〇丸子温泉郷や信州国際音楽村などの観光・文化や工業・農業などの産業資源の効果的な連携と活用を図りながら、地域内外の交流の促進を目指します。〇製造業の集積が高い地域であることから、職住近接のゆとりある生活空間の創出を目指すとともに、地域内外の交流促進や日常生活のための道路交通環境整備を進めます。という３点です。これにつきまして、添付にあります「意見記入シート」に、何かご意見がございましたら都市計画課まで提出をお願いします。お手元にこの用紙と返信用封筒があります。提出につきましては、２月の地域協議会の２週間前ということで１月 30 日頃までにお願いします。
○ 片桐会長　説明をしていただきましたが何かございますでしょうか。ご意見がございましたら意見シートにご記入いただきまして、返信用封筒に入れて都市計画課事務局へお出しいただきたいと思います。１月３０日までにお願いします。

・町民憲章・名誉町民の石碑の移転について
○ 片桐会長　続いて、町民憲章・名誉町民の石碑の移転について、澤山係長お願いします。
○ 澤山係長　それでは、町民憲章・名誉町民の石碑の移転について説明します。お手元には、新しく制定された上田市市民憲章（昨年 10 月 2 日に制定）を配布してございます。市民憲章が制定されたことにより、旧町民憲章と名誉町民の石碑を移転するというものです。移転場所は、合併時に設置した丸子町歌碑の東側を考えています。正面玄関の右の石庭のところです。新しく制定された市民憲章については、自治センターにパネルの設置になります。2 月の中下旬を予定しています。本庁は石碑が設置される予定です。その他、各公民館、各自治会に新年度予算ですが各自治会へも配布予定です。設置、掲示についてもよろしくお願いします。

・地域協議会委員の選考について
○ 片桐会長　続きまして、地域協議会委員の選考について佐藤課長お願いします。
○ 佐藤課長　現委員の皆さんの任期がこの 3 月で満了ということで、平成 20 年度と 21 年度の委員さんを今選考過程に入ってきています。12 月 16 日から 1 月の 7

日まで公募の委員を募集してきました。その結果、5 名の方の応募がありました。基準では 2 名程度ということで、5 名のうち 2 名を選考していきたいと考えていて、1 月 17 日に面接をやらせていただきました。この面接結果については、新市全体での審議委員等の選考委員会というのがございます。これは副市長が委員長を務めていますけれども、その委員会へ報告し、その委員会の中で選任いただくことになっています。なおかつ団体推薦という枠についても、どの団体にお願いするかを委員会に諮ってまいりたい。併せて個人推薦の枠についても委員会の中で人数が決まってきた段階でお願いしたい。それからもう一つは、選考に当たって女性の割合を高めていきたいという考え方がございます。現在も満たしていますが 35%以上 7 名以上女性枠を確保したいことと、2 期目になりますので引続きやっていただける方を半分以上は残していったほうがいいじゃないかいうことです。これらをかみ合わせまして、2 月中旬から下旬にかけていろいろお願いすることがあるかと思います。そんな段階にあることを報告します。

○ 片桐会長　以上を持ちまして本日の議事を終了いたします。

５　その他

・次回の日程

・地域協議会だより編集委員の打合せ

○ 片桐会長　５その他、事務局お願いします。

○ 中村主査　次回の日程ですが、今まではおおよそ 20 日前後ということでお願いしてきたわけですが、2 月は市内の温泉施設の料金統一に係る意見聴取を 2 月 13 日までにしていただきたいと行政改革推進室から依頼がありました。そういった関係があり、2 月 13 日（水曜日）に開催したいという提案です。また先ほど決めていただきました地域協議会だよりの編集委員の皆さんは、協議会終了後、打合せするため残っていただきたいと思います。

○ 片桐会長　次回の開催は 2 月 13 日（水曜日）にお願いします。また本日の協議会終了後、先ほど選出されました地域協議会だより編集委員の皆さん、大変ご苦労ではございますが、お残りをいただきたいと思います。以上をもちまして、本日の地域協議会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。